



新津商工会議所 No.454-1 2024年5月22日
 TEL:22-0121 FAX:25-2332

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI...Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

金融情報 **経営改善貸付（マル経融資）**
（利下げ・既存借入れの借換え等、別枠の支援策あり）

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円 別枠1,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.35% ※5/1現在 別枠：上記利率-0.5%（3年間）

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

- 【推薦要件】**
- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
 - ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
 - ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
 - ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
 - ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方
- 【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】**
- ・上記推薦要件に加えて、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある方。債務負担が重くなっている方。
 - ・据置期間の延長（運転5年以内、設備5年以内）が受けられます。

 3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
 （東・南部地区：近藤、北部地区：柳、西部地区：榎）
 この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

相談会 **資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）**

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
 - ・6月 4日（火）
 - ・7月 2日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
 - ・6月11日（火）
 - ・7月 9日（火）

<当所経営指導員（近藤・柳・榎）までご予約をお願いいたします。>

補助金 **第1回新潟県新事業チャレンジ補助金 申請受付開始！**

エネルギー・原材料価格高騰の影響を踏まえ、中小企業等が経済社会活動の変化に対応するために行う新たな商品開発やサービスの提供の取組であって、地域の課題解決に資するもの、またはDXや脱炭素、省人化・省力化等に関する前向きなチャレンジを支援します。

- 対象者：**
- ・県内中小企業であること
 - ・「地域課題解決型」及び「重点課題解決型（生産性向上枠）」は、下記の売上減少要件に該当する事業者であること

《売上減少要件》
 エネルギー・原材料価格高騰による経済社会活動の変化により、令和4年（2022年）1月以降の任意の1か月の売上高、粗利益、付加価値額のいずれかが、平成31年／令和元年（2019年）～令和3年（2021年）の同月と比較して5%（付加価値額の場合は10%）以上減少していること。

※「重点課題解決型（DX・GX対応枠）」については【売上減少要件】はありません。

【地域課題解決型】
 対象事業：新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等の取組であって、地域の課題解決に資する取組であること。

補助額：10万円～100万円（補助率1/2以内）
 補助対象経費：機械装置等費、開発費、展示会等出展費、広報費、外注費

【重点課題解決型（DX・GX対応枠）】
 対象事業：「DX」や「温室効果ガスの削減」に資する製品・サービスの開発や生産プロセスやサービス提供方法の改善等の取組であること。

補助額：13万3千円～133万3千円（補助率2/3以内）
 補助対象経費：機械装置等費、開発費、展示会等出展費、広報費、外注費

【重点課題解決型（生産性向上枠）】
 対象事業：製品・サービスの生産・提供プロセスにおいて人による作業に依存する業務を機械・システムで代替することなどにより、省人化・省力化を図る取組であること。

補助額：10万円～100万円（補助率1/2以内）
 補助対象経費：機械装置等費、開発費、展示会等出展費、広報費、外注費

申請受付期限：令和6年6月7日（金）必着
 お問い合わせ：【補助金全般】新事業チャレンジ補助金 事務局 0570-783736
 【事業計画の相談】新津商工会議所（新津地域の事業者）22-0121
 申請書提出先：新津商工会議所（または最寄りの商工会議所・商工会へ）

本事業にかかる申請は、商工会・商工会議所が事業計画を確認の上、助言等を行い、意見を付して県に副申することとなっています。つきましては、申請を希望する事業所は、締切までに十分な余裕をもって、ご相談をお願いいたします。申請要領、申請様式等は補助金HPよりダウンロードしてご用意ください。

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
CCI...Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

お知らせ

第21回 新津あおぞら市場開催!! (6月2日)

秋葉区最大級のフリーマーケット、新津あおぞら市場が今年も開催されます！地元の会員事業所も多数出店申込をいただいております。開催日程やイベント内容は次の通りですので、ぜひお出かけください。

- 開催日時：令和6年6月2日(日) 10:00~14:00
- 会場：新津本町通り(新潟市秋葉区：当日は歩行者天国)
- イベント内容：
 - フリーマーケット
 - 飲食ブース
 - ステージイベント ほか



地元商店街からの出店をはじめ、地域の特産品(花卉花木)や個人の手作り品など、多数出店します。飲食ブースやステージイベントもありますので、1日中楽しみいただける内容となっております。皆様のご来場を心よりお待ちしております！詳細については下記HPアドレスよりご確認ください。

HP：<http://www.niitsu.or.jp/~aozora/>



お知らせ

**エフエム新津開局30周年記念
～一夜かぎりの歌とトークのひとときを～**

エフエム新津は今年の7月15日で開局30周年を迎えるにあたり記念イベントが開催されます。現役パーソナリティはもちろん、ゲストも多数登場し、会場を盛り上げます。地元FM局の記念イベントに参加して、当日はみなさんと盛りあがりましょう！

- 開催日時：令和6年7月12日(金)
 - 会場：秋葉区文化会館
- 詳細については下記HPよりご確認ください。

HP：<https://www.chat761.com/index.html>



税改正

令和6年6月より実施される「定額減税」について

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税額の特別控除(定額減税)が実施されることとなりました。

令和6年分の所得税及び令和6年度分の住民税について、定額減税対象者の所得税及び住民税の所得割額から、本人分と同一生計配偶者・扶養親族分の合計額が特別控除されます。

【定額減税対象者】

日本居住者で、合計所得金額が1,805万円以下(給与所得のみの場合は給与収入が2,000万円以下)の者です。所得税は令和6年、住民税は令和5年の合計所得金額で判定します。

(注) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

【控除額】

	所 得 税	個人住民税
本人	3万円	1万円
同一生計配偶者	3万円	1万円
扶養親族	1人につき3万円	1人につき1万円

例：定額減税対象者の同一生計配偶者1人、扶養家族が2人の場合(所得税3万円+個人住民税1万円)×4人分の16万円が特別控除の額になります

【実施時期】

(1) 所得税

	実施時期等
給与所得者	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等(賞与含む)から順次実施 6月1日より後に入社、異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は年末調整時に精算
公的年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける公的年金等から順次実施 異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は確定申告により精算
事業所得者等	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年の第1期分予定納税額(7月)から実施(本人分のみ) 控除しきれない部分は第2期分で実施 扶養家族分に係る特別控除の額は、予定納税の減額申請を行うことで実施可 予定納税が無い場合は確定申告時に控除

(2) 個人住民税

個人住民税は、地方公共団体が算定を行い、定額減税が反映された令和6年度分の納税額が通知されます。基本的には、これに基づいて納付を行います。なお、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(*)」に係る定額減税の実施時期は、上記とは異なり令和7年度分での実施予定とされています。

*あなたの合計所得金額が1,000万円を超え、生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者(事業専従者を除く)

【定額減税に関するご相談お問い合わせ窓口】

給与支払者向け所得税定額減税コールセンター
TEL:0570-02-4562(平日9時~17時)
定額減税に関する最新情報は下記の特設サイトにて掲載されておりますのでご確認ください <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>